

特集 ■ 発達障害のリハビリテーション

発達障害児者のリハビリテーションは、1980年代までの知的障害を中心とした対象だけではなく、知的障害が無いが乏しい対象、いわゆる軽度発達障害をも視野に入れるようになった。特にここ10年は、高機能広汎性発達障害児者の急増、広汎性発達障害概念の拡大、発達障害者支援法の成立による意識の変化などを背景に、発達障害児者に対するリハビリテーションは、小児リハビリテーションにおける大きな柱になりつつある。

今回の特集では、各分野の先生方に、発達障害のリハビリテーションについて、国内外の動向をふまえ、各分野の取り組み、今後の課題、展望などについてご解説いただいた。

現状と課題—国内外の動向（市川宏伸氏，7頁）—

国内では、2004年12月に発達障害者支援法が国会を通過し、2005年度から施行された。教育では2007年度から特別支援教育が正式に始まり、その対象児は「学習障害、高機能自閉症、注意欠陥多動性障害など」とされた。米国では、クリントン大統領時代に、ADHDについて米国精神衛生研究所を中心に大規模調査が行われ、ブッシュ大統領時代に、国内と比較すると約100倍の予算が自閉症に計上された。国内外の動向に加え、発達障害の理解・啓発の必要性をわかりやすく解説している。

治療の実践（宮尾益知氏，13頁）—

発達障害の治療戦略について、診断名別に適応の目安を図に示して解説している。また、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害、学習障害などの発達障害に対する考え方、治療法について概説している。

リハビリテーションマネジメント

—発達障害におけるリハビリテーション医の役割（日原信彦氏，17頁）—

本稿のテーマは、発達障害のリハビリテーションにおけるリハビリテーション医の役割であり、包括的発達支援チームのなかでリハビリテーション医が果たすべき役割についての見解が求められている。マネジメントを担うディレクターは、発達障害の評価と診断についての専門性、医学的リハビリテーションにおける障害診断、発達段階とライフステージを考慮した支援のdecision-making、多職種で構成される発達支援チームのマネジメントなどについて研鑽を積む必要がある。

地域における実践（福田恵美子氏ら，23頁）—

2012年4月に児童福祉法および障害者自立支援法の一部改正が行われ、障害種別に分かれていた施設が一元化され、通所サービスも児童発達支援センターまたは事業所に集約された。そのような発達支援センターリズム園の概要を説明し、筆者らが、臨床家として心にかけている点の紹介や、療育内容の実例などを通じて、地域の対象児と養育者に寄り添いながら行う支援の重要性を説いている。

教育における実践—医師と連携しながら発達障害の子どもたちにとって

より効果的な教育をつくる（谷 和樹氏，29頁）—

TOSS（Teacher's Organization of Skill Sharing）とは、子どもにとって価値ある教師（教え方のプロ）になることをめざす教員の研究組織であり、全国の医師との研究会を接点的に持っている。授業開始場面の事例や、国語授業の事例などを通じて、「教えて、ほめる」ことが基本だと強調している。

ニュース

「ノーマライゼーション 障害者の福祉」11月号特集目次… 11 特別支援学校の機能調査—文科省… 16 差別認め賠償命じる—精障者の入店拒否で（東京地裁判決）… 28 障害者の人権に関心、教育の充実求める—内閣府調査… 33 「第20回総合リハビリテーション賞」授賞式開催される… 34 ホーム転落防止策 51%—10万人利用駅の整備状況（国交省）… 68 原町にリハビリ施設、県内初の開所—復興特区法… 68 都が「ヘルプマーク」作成—配慮必要な人向けに… 71

お知らせ

2013年度ボバースアプローチ脳性まひ8週間講習会… 40